

議案第67号

## 静岡市職員定数条例の一部改正について

静岡市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月22日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員定数条例の一部を改正する条例

静岡市職員定数条例（平成15年静岡市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 議会の事務部局の職員 21人
- (2) 市長の事務部局の職員 4,022人

第2条第5号を次のように改める。

- (5) 教育委員会の事務部局及び教育機関の職員 492人

第2条第8号及び第9号を次のように改める。

- (8) 消防職員 1,039人
- (9) 企業職員 339人

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。